

# 東京都市大学学則

令和8年4月

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

**第1条の2** 本大学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

**第1条の3** 本大学は、前条の措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(名称)

**第2条** 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

**第3条** 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

## 第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

**第4条** 本大学に、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、デザイン・データ科学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部に設ける学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	電気電子通信工学科	150	600
	医用工学科	60	240
	応用化学科	75	300
	原子力安全工学科	45	180
	自然科学科	60	240
	計	620	2,480
建築都市デザイン学部	建築学科	120	480
	都市工学科	100	400
	計	220	880
情報工学部	情報科学科	100	400
	知能情報工学科	80	320
	計	180	720
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境経営システム学科	90	360
	計	180	720
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	100	400
	計	190	760
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	100	400
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	人間科学科	100	400
合 計		1,750	7,000

(人材の養成及び教育研究上の目的)

**第4条の2** 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(3つのポリシー)

**第4条の3** 本大学は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(共通教育部)

**第4条の4** 本大学に、共通教育部を置く。

2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

**第5条** 本大学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

**第6条** 本大学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

**第7条** 本大学に、学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

**第8条** 本大学に、以下の附属施設を置く。

- (1) 総合研究所
- (2) 情報基盤センター

2 理工学部に、原子力研究所を置く。

3 附属施設に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

**第9条** 本大学に、次の附属学校を置く。

- (1) 附属高等学校
- (2) 附属中学校
- (3) 等々力高等学校
- (4) 等々力中学校
- (5) 塩尻高等学校
- (6) 附属小学校
- (7) 二子幼稚園

2 附属学校の学則は、別に定める。

### 第3章 職員

(教育研究実施組織)

**第10条** 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長を置くことができる。

3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。

4 各学部に、学部長を置く。

5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

- 第11条** 各学科の教育課程上主要と認める授業科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 各学科の授業科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

#### 第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

- 第12条** 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。
- 2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

- 第13条** 各学部に、教授会を置く。
- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。
- (1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。
- (2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

#### 第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

- 第14条** 理工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 2 建築都市デザイン学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。
- 3 情報工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 4 環境学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。
- 5 メディア情報学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 6 デザイン・データ科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目、専門応用科目に区分する。
- 7 都市生活学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。
- 8 人間科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

(修業年限及び履修単位等)

- 第15条** 本大学の修業年限は、4年とし、学生は、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

理工学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
体育科目	1 単位
外国語科目	8 単位
理工学基礎科目	31 単位
専門科目	60 単位
小 計	110 単位
自由選択 ※	14 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 建築学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
体育科目	1 単位
外国語科目	8 単位
学部基盤科目	30 単位
専門科目	66 単位
小 計	115 単位
自由選択 ※	9 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して9単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 都市工学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
体育科目	1 単位
外国語科目	8 単位
学部基盤科目	30 単位
専門科目	60 単位
小 計	109 単位
自由選択 ※	15 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して15単位以上修得しなければならない。

情報工学部 一般コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
体育科目	1 単位
外国語科目	8 単位
情報工学基礎科目	33 単位
専門科目	60 単位
小 計	112 単位
自由選択 ※	12 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 国際コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
体育科目	1 単位
外国語科目	12 単位
情報工学基盤科目	33 単位
専門科目	60 単位
小 計	116 単位
自由選択 ※	8 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

環境学部

区 分	卒 業 要 件	
基礎科目	外国語科目	8 単位
	体育科目	1 単位
	教養科目	10 単位
小 計	19 単位	
専門基礎科目	34 単位	
小 計	34 単位	
専門科目	学科基盤科目	60 単位
	学科専門科目	
小 計	60 単位	
自由選択科目 ※	11 単位	
合 計	124 単位	

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

メディア情報学部

区 分	卒 業 要 件	
基礎科目	外国語科目	8 単位
	体育科目	1 単位
	教養科目	10 単位
小 計	19 単位	
専門基礎科目	33 単位	
小 計	33 単位	
専門科目	学科基盤科目	60 単位
	学科専門科目	
小 計	60 単位	
自由選択科目 ※	12 単位	
合 計	124 単位	

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

デザイン・データ科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	12 単位
外国語科目	14 単位
専門基礎科目	50 単位
専門応用科目	40 単位
小 計	116 単位
自由選択 ※	8 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

都市生活学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
外国語科目	8単位
体育科目	1単位
専門基礎科目	39単位
専門科目	53単位
小 計	111単位
自由選択 ※	13単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して13単位以上修得しなければならない。

人間科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	6単位
外国語科目	8単位
体育科目	2単位
専門基礎科目	32単位
専門科目	58単位
小 計	106単位
自由選択 ※	18単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して18単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ事例研究（1）に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 デザイン・データ科学部の学生は、2年以上在学し、50単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 7 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級することができない。
- 8 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 9 環境学部の学生は、3年以上在学し、事例研究（1）及び事例研究（2）を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 10 メディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 11 デザイン・データ科学部の学生は、3年半以上在学し、110単位以上を修得しなければキャップストーンプロジェクトに着手することができない。

（在学年数及び在学年限）

**第16条** 本大学及び前条における在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

- 2 編入学又は転入学した者の在学年数は、前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。
  - (1) 2年次入学の場合は1年
  - (2) 3年次入学の場合は2年
- 3 転学部又は転学科した者の在学年数は、転学部又は転学科の学年次にかかわらず、第1項による。
- 4 再入学した者の在学年数は、第1項の在学年数に再入学する前の在学年数を加えたものとする。
- 5 休学期間は、在学年数に含めない。
- 6 在学年数は、8年を超えることができない。

7 理工学部，建築都市デザイン学部，情報工学部，メディア情報学部及びデザイン・データ科学部については，2年次までの在学年数は，4年を超えることができない。

(科目の履修届出)

**第17条** 学生は，履修しようとする科目について，所定の届出をしなければならない。

(教育課程，単位の計算方法及び授業の方法)

**第18条** 第4条の3に定める卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき，体系的に編成した各学部各学科の教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数は，別表1のとおりとし，履修の順序，その他履修方法は，別に定める。

2 本条に規定する各授業科目の単位数は，1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし，次の標準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は，15時間の授業をもって1単位とする。ただし，別に定める授業科目については，30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験，実習，製図及び実技は，30時間の授業をもって1単位とする。ただし，別に定める授業科目については，45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業研究は，30時間をもって1単位とするが，内容を考慮して定める。

3 本条に規定する各授業科目の授業を，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお，この授業において修得する単位数は，60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

**第18条の2** 各授業科目の授業は，十分な教育効果を上げることができるよう，8週，10週，15週その他本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(編入学者等の既修得単位の認定)

**第19条** 学生が本大学の学部編入又は転入学する前に，大学，短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を，本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を，転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

**第20条** 教育職員免許状の資格を得ようとする者は，卒業に必要な単位を修得するほか，教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	(教科)
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学，工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学，技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学，工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学，技術)
	電気電子通信工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学，理科，工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学，理科，技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学，理科)
中学校教諭一種免許状		(数学，理科)	
応用化学科	高等学校教諭一種免許状	(理科，工業)	
	中学校教諭一種免許状	(理科，技術)	
原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状	(理科，工業)	
	中学校教諭一種免許状	(理科，技術)	
自然科学科	高等学校教諭一種免許状	(数学，理科)	
	中学校教諭一種免許状	(数学，理科)	

情報工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間科学部	人間科学科	幼稚園教諭一種免許状

3 教科及び教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

**第20条の2** 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の理工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

**第20条の3** 人間科学部人間科学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士養成課程の単位数、授業時間数、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

## 第6章 学年及び休業

(学年)

**第21条** 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

**第22条** 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を2つの期間(以下「クォーター」という。)に分けることができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

**第23条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

## 第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

**第24条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第25条** 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(入学志願の手続)

**第26条** 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

**第27条** 入学者の選抜は、第4条の3に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

**第28条** 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

**第29条** 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 大学(外国の大学を含む。)を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学(外国の短期大学を含む。)を卒業した者
- (4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)
- (5) 高等専門学校を卒業した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)
- (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)

2 他の大学(外国の大学を含む。)の在学生在が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

**第30条** やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

**第31条** 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

**第32条** やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。

3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(退学)

**第33条** 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。

3 前項により退学した者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

**第34条** 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会の議を経て、除籍する。

(1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者

(2) 第16条第6項に定める在学年限に及んでなお卒業できない者

(3) 第16条第7項に定める在学年限に及んでなお3年次に進級できない者

2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(授賞)

**第35条** 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

(懲戒)

**第36条** 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

## 第8章 試験及び卒業

**第37条** 削除

(科目試験の方法)

**第38条** 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

**第39条** 削除

(受験資格)

**第40条** 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ、科目試験を受験することができる。

(成績の評価)

**第41条** 授業科目の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

**第42条** 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第43条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第44条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

**第45条** 第15条に定める修業年限を充たし、同条に定める単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部 (学科)	学位
理工学部 (機械工学科, 機械システム工学科, 電気電子通信工学科, 医用工学科, 応用化学科, 原子力安全工学科)	学士 (工学)
理工学部 (自然科学科)	学士 (理学)
建築都市デザイン学部	学士 (工学)
情報工学部	学士 (工学)
環境学部	学士 (環境学)
メディア情報学部 (社会メディア学科)	学士 (社会情報学)
メディア情報学部 (情報システム学科)	学士 (情報学)
デザイン・データ科学部	学士 (学術)
都市生活学部	学士 (都市生活学)
人間科学部	学士 (人間科学)

3 第1項に係る在学年数については、第16条を準用する。

## 第9章 入学検定料, 入学金及び授業料

(授業料等)

**第46条** 入学検定料, 入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料, 入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

## 第10章 研究生, 科目等履修生, 外国人留学生, 特別研究生及び特別聴講学生等

(研究生)

**第47条** 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

(研究生の資格)

**第48条** 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

(研究生の在学期間)

**第49条** 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

(研究生の授業料等)

**第50条** 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究生の証明書)

**第51条** 研究生で、研究について相当の成果を収めた者に対しては、研究証明書を授与することがある。

(科目等履修生)

**第52条** 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の資格)

**第53条** 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

**第54条** 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

**第55条** 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

**第56条** 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

**第57条** 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

**第57条の2** 本大学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

**第58条** 本大学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

**第59条** 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

**第59条の2** 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

## 第11章 学生寮

(学生寮)

**第60条** 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

付 則（令和2年3月13日）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第20条、第45条、第18条別表1、第4条の2別表6））。
- 環境学部及びメディア情報学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境学部	環境創生学科	360	360	360
	環境経営システム学科	300	320	340
	計	660	680	700
メディア情報学部	社会メディア学科	360	360	360
	情報システム学科	370	380	390
	計	730	740	750

付 則（令和2年5月28日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和3年2月16日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第32条、第33条及び第34条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第15条、第16条、第32条、第33条、第34条、第18条別表1、第20条別表2））。

付 則（令和4年2月15日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6））。

付 則（令和4年3月23日）

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第14条、第15条、第16条、第20条、第20条の3、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第46条別表3、第4条の2別表6））。
- デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和5年度は100名、令和6年度は200名、令和7年度は300名とする。

付 則（令和5年2月17日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条の2、第4条の4、第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第18条の2、第27条、第38条、第40条、第41条、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第1条の3、第4条の3）、削除（第37条、第39条））。

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第59条の2））。

付 則（令和7年2月21日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2））。

付 則（令和7年3月12日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、別表6を従前どおりとする（一部変更（第50条別表4、第55条別表5、第4条の2別表6））。

付 則（令和7年5月20日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和7年7月18日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第18条別表1，第20条別表2））。

付 則（令和8年2月26日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第18条別表1，第20条別表2））。